

土浦市ママさんバレーボール連盟規約

(名称)

第1条 この会は「土浦市ママさんバレーボール連盟」と称する。

(事務所)

第2条 この会の事務所を理事長宅に置く。

(目的)

第3条 この会は婦人の美容と健康のためにバレーボールに親しむとともに、相互の親睦をはかり、明るい地域社会の建設に寄与することを目的とする。

(構成)

第4条 この会は土浦市に居住する既婚婦人で、中学校区ごとに編成するチームをもって構成する。ただし、登録に関する申し合わせ事項により、役員会議において承認したときはその限りではない。

(事業)

第5条 この会の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 土浦市体育協会に加盟し、その事業に協力する。
- (2) バレーボール大会の開催。
- (3) 講習会の開催及び講師の斡旋。
- (4) 練習試合の斡旋。
- (5) その他、必要と認める事業。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- | | | |
|------------|-----------|----------|
| (1) 連盟長 1名 | 副連盟長 若干名 | 理事長 1名 |
| 副理事長 若干名 | 常任理事 若干名 | 理事各チーム 1 |
| 競技部長 1名 | 競技副部長 若干名 | 審判部長 1名 |
| 審判副部長 若干名 | 会計 2名 | 監事 2名 |
| 顧問 若干名 | | |

(2) 連盟長、副連盟長、理事長、競技部長、審判部長は全常任理事の推薦、副理事長、常任理事は各中学校区理事の推薦、理事は各チームより推薦とする。会計、監事及び顧問は役員会の承認を得て連盟長が指名若しくは委嘱する。

(3) 役員任期は2ヶ年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 連盟長は会を代表し、会を総括する。
- (2) 副連盟長は連盟長を補佐し、連盟長不在のときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は理事を代表し、会の企画・運営を担当する。
- (4) 常任理事は会の企画・運営に当たり、その円滑を図る。
- (5) 理事はチームを代表し、会の運営に参画する。
- (6) 競技部長は、会の主催するバレーボール大会の競技運営を統括する。

- (7) 競技副部長は、競技部長を補佐し、競技部長不在の時はその職務を代行する。
- (8) 審判部長は、審判部を代表し、会の主催するバレーボール大会の審判を統括する。
- (9) 審判副部長は、審判部長を補佐し、審判部長不在の時はその職務を代行する。
- (10) 審判員は会主催のバレーボール大会の審判を担当する。
- (11) 会計は会の一切の会計を処理する。
- (12) 監事は会計を監査する。
- (13) 顧問は会の運営に関し、連盟長の相談に応ずる。

(役員会議)

第8条 役員会議は全役員で構成し、連盟長が必要のつど、招集する。

(専門部)

第9条 本会に次の専門部を置く。

- (1) 競技部・審判部
- (2) 専門部には、部長及び副部長を置く。

(会計)

第10条 この会計の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。会費は年費とし、年度初めの役員会の際に徴収する。なお、役員会議の決定により、必要のつど臨時会費を徴収することができる。

(安全管理)

第11条 (1)この会に加入する各チームは、試合・練習を問わずに常に危害予防について、特に留意しなければならない。

(2)選手は原則としてスポーツ保険に加入しなければならない。

(事務局)

第12条 この会に事務局を設け、連盟長がこれを委嘱する。

- (1) 事務局に事務局長1名と事務局員若干名を置く。

この規約は、昭和49年4月1日より施行する。(以下改正履歴を記載)

- 昭和52年4月1日一部改正
- 昭和53年4月1日一部改正
- 昭和54年4月1日一部改正
- 昭和58年4月1日一部改正
- 昭和62年4月1日一部改正
- 平成3年4月1日一部改正
- 平成7年4月1日一部改正
- 平成13年4月1日一部改正
- 平成15年4月1日一部改正